

# 戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の一部を改正する条例(案)

## 【概要版】

### 1. 条例改正の経緯

戸田市上下水道事業では、市民の住環境及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全を目的として、下水道の整備を進めております。下水道が供用開始され、新たに下水道に接続可能となった区域にお住まいの方々に対して、下水道への切り替えを促進するために、「戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例」に基づき、既存の便所(汲み取り及び浄化槽)を水洗便所へ改造するための工事に係る改造資金の「融資のあっせん」及び「補助金の交付」を行ってきました。

これら二つの事業のうち、「補助金の交付」については、現在においても高い補助件数を維持する一方で、「融資のあっせん」については、平成3年度以降、現在までの34年間、貸付件数が無い状態が続いております。

このような状況を踏まえ、「融資のあっせん」については、市民ニーズの変化により、その役割を終えたものと考えられることから、これを廃止し、「補助金の交付」に一本化することといたします。

さらに、「補助金の交付」については、補助対象者が生活保護を受けている場合に、改造資金の全額を補助対象としておりましたが、補助金の運用についての適正化及び公平性の確保を図るため、「管理者(市長)が別に定める金額」としたうえで、本条例関連規程において「実勢価格に基づき管理者が認めた金額」と定めることとします。また、「管理者(市長)が特に認めた場合」に該当する補助対象者にも改造費用の全額を補助対象としておりましたが、適用する対象が不明確であり、これまでの補助実績もないことから削除いたします。

### 2. 改正内容

- (1) 改造資金の「融資のあっせん」を廃止することとし、関連条文を削除します。
- (2) 第9条第2号及び第10条第2号において規定する、生活保護を受けているの方々への補助金額は、従来の「全額」から「管理者が別に定める金額」とし、関連規程において「実勢価格に基づき管理者が認めた金額」と規定します。
- (3) 第9条第3号「その他管理者(市長)が特に認めた場合」についての規定を削除します。

### 3. 施行日

令和6年12月17日(予定)